吉野川市告示第１１５号

吉野川市運送事業者等支援金支給要綱を次のように定める。

令和４年１１月１４日

吉野川市長　　原　井　　敬

吉野川市運送事業者等支援金支給要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、燃油価格の高騰の影響を受ける、物流等を支える運送事業者等を支援するため、予算の範囲内において支給する吉野川市運送事業者等支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和４年１１月１日において現に事業を営んでおり、かつ、支援金の支給の申請をする日（以下「申請日」という。）において事業を継続する意思を有する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　次のいずれかに該当する者であること。

ア　市内に本社、支社又は営業所等を有する法人

イ　市内に住所を有する個人事業主

（２）　次のいずれかの事業を営む者であること。

ア　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第１項に規定する貨物自動車運送事業

イ　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業

ウ　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者は、支給対象者としない。

（１）　市税等の滞納があること（新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予等の適用を受ける者を除く。）。

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第

１２２号）第２条第５項及び第１３項（第２号に限る。）に規定する事業を営む者であること。

（３）　政治又は宗教を目的とした事業を行う者であること。

（４）　吉野川市暴力団排除条例（令和元年吉野川市条例第４４号）に基づく暴力団の関係者に該当する者であること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者であること。

（支給対象車両）

第３条　支援金の支給の対象となる車両（以下「支給対象車両」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす車両（被牽（けん）引車及び霊柩（きゅう）車である車両を除く。）とする。

（１）　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車であること。

（２）　申請日において支給対象者が所有し、又はリースにより借り受けている車両であること。

（３）　次のいずれかに該当する車両であること。

ア　前条第１項第１号アに規定する者にあっては、申請日において、当該者が市内に有する本社、支社又は営業所等で当該者が管理し、使用しているもの

イ　前条第１項第１号イに規定する者にあっては、申請日において、当該者が有する営業所等で当該者が管理し、使用しているもの

（４）　第２条第１項第２号アからウまでに掲げる事業の用に供されている車両であること。

（５）　申請日において道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５８条第１項に規定する自動車検査証（以下「車検証」という。）に係る有効期間が満了していない車両であること。

（支援金の額等）

第４条　支援金の額は、一の支給対象者につき、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に定める額に、それぞれ支給対象車両の数を乗じて得た額を合算した額とし、５０万円を上限とする。

（１）　大型自動車、中型自動車又は準中型自動車　１台につき５万円

（２）　普通自動車　１台につき３万円

２　支給対象者が、第２条第１項第１号アに規定する者のうち経営者が市外に住所を有する者又は同号イに規定する者のうち市外に営業所等を有する者（市内に営業所等を有する者を除く。）であるときは、前項に規定する支援金の額については、同項中「５０万円」を「２５万円」と、「５万円」を「２万５千円」と、「３万円」を「１万５千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

３　支給対象者が第２条第１項第１号イに規定する者のうち市内及び市外に営業所等を有する者で、当該者に係る支給対象車両が、当該者が有する市外の営業所等で当該者が管理し、使用している車両であるときは、当該支給対象車両に係る第１項各号に定める額については、前項の規定を準用する。

４　支援金の支給は、一の支給対象者につき１回に限るものとする。

（申請受付期間）

第５条　支援金の支給申請の受付を行う期間は、令和４年１１月１５日から令和５年１月３１日までとする。ただし、市長が特別の事由があると認める者については、この限りでない。

（支給の申請）

第６条　支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉野川市運送事業者等支援金支給申請書兼請求書（様式第１号）、誓約書兼同意書（様式第２号）及び支給対象車両一覧（様式第３号）に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるものについては、一部の書類の添付を省略することができる。

区分	添付書類
法人	（１）　支給対象車両に係る車検証の写し （２）　支給対象車両をリースにより借り受けている者にあっては、その契約書の写し （３）　第２条第１項第２号ウに規定する事業を営んでいる者にあっては、自動車運転代行保険証の写し （４）　第２条第１項第２号アからウまでに掲げる事業に係る許認可等を受けていることを証する書類（同号アに掲げる事業のうち貨物自動車運送事業法第２条第４項に規定する貨物軽自動車運送事業にあっては、当該事業に係る届出書）の写し （５）　市内に本社、支社又は営業所等を有し、事業を営んでいることを証する書類 （６）　経営者の住所を証する書類 （７）　振込先の通帳の写し （８）　その他市長が必要と認める書類
	（１）　支給対象車両に係る車検証の写し （２）　支給対象車両をリースにより借り受けている者にあっては、その契約書の写し （３）　第２条第１項第２号ウに規定する事業を営んでいる者にあっては、自動車運転代行保険証の写し

個人事業主	（４）　第２条第１項第２号アからウまでに掲げる事業に係る許認可等を受けていることを証する書類（同号アに掲げる事業のうち貨物自動車運送事業法第２条第４項に規定する貨物軽自動車運送事業にあっては、当該事業に係る届出書）の写し （５）　営業所等を有し、事業を営んでいることを証する書類 （６）　本人であることを証する書類の写し （７）　振込先の通帳の写し （８）　その他市長が必要と認める書類

（支給決定等）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、支援金の支給の可否を決定し、吉野川市運送事業者等支援金支給可否決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するとともに、支給するものと決定した申請者に対し支援金を支給するものとする。

（支給決定の取消し等）

第８条　市長は、申請の内容に虚偽があったと認められる場合は、支給決定を取り消すことができる。

２　市長は前項の規定により支援金の支給決定を取り消したときは、吉野川市運送事業者等支援金支給決定取消通知書（様式第５号）により、当該支給決定に係る申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保存）

第９条　支給決定者は、支援金の支給に係る証拠書類を、支援金の支給を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）

第１０条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年１１月１５日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　この告示の失効の際現に第７条の規定により支援金の支給を受けた者については、第８条及び第９条の規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。